

# 11月11日は「介護の日」

## 「55555555、あったか介護ありがとう」

高齢化が進み、介護を要する方が増える一方、介護を巡る課題は多様化しています。「介護の日」は、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者や家族、介護従事者等を支援するとともに、地域での支え合いや交流を促進する観点から、国が定めたものです。

### みんなで支える介護保険制度

介護保険は「介護が必要な人」と「介護する人」を社会全体で支える制度で、平成12年に始まりました。医療保険と同様に、介護保険料を納めることで、介護サービス利用時の自己負担は、所得に応じて1〜3割になります。日本国内に住む40歳以上の全体的には、介護保険法に基づき自動的に被保険者となります。

### 「介護保険被保険者証」

第1号被保険者(65歳以上)の方には、65歳を迎える時に、保険証(被保険者証)をお送りします。第2号被保険者(40〜64歳)の方は、医療保険料と一緒に納めていただきます(医療保険料の中に介護保険料も含まれています)。介護保険料は、医療保険料と設定される介護保険料率と給与等にに応じて決まります。65歳以上(第1号被保険者)

### 「介護保険料」

介護保険料の納め方は、40〜64歳(第2号被保険者)の方は、医療保険料と一緒に納めていただきます(医療保険料の中に介護保険料も含まれています)。介護保険料は、医療保険料と設定される介護保険料率と給与等にに応じて決まります。65歳以上(第1号被保険者)

### 「介護保険料」

滞納期間に応じて保険給付が制限され、介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられる等の不利益が生じます。保険給付が制限されると、ご本人のみならず、ご家族の経済的・精神的な負担も増大します。保険料の納付が困難となった場合には、分割納付や、ご事情により減免等の制度もありますので、お早めにご相談ください。

### 「保険料は大切な財源です」

介護保険の財源は、5割が公費(税金)、5割が皆さんからの保険料でまかなわれています。

### 「保険料は大切な財源です」

一人ひとりの保険料が、制度を支えています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けることができるように、保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

### 「介護は誰しも経験すること」

介護保険は、住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できること、また、介護者の負担軽減を目的とした制度です。長寿社会において、「介護」は誰しも避けて通れない問題です。介護の認定率は、65〜69歳では30人に1人の割合ですが、75〜79歳では7人に1人、さらに85〜89歳では2人に1人の割合と、年齢とともに高くなります。何がきっかけで、ご自身が「介護が必要な人」「介護をする人」になるか、わかりません。

### 「介護は誰しも経験すること」

万一に備え、「介護」について、ご家族で考えてみませんか。[問] 保険証と保険料に関すること [問] 介護保険課資格係 係長 藤井智氏 (先着順) 費無料 師 藤井智氏 (NPO法人文化学習協同ネットワーク常務理事) ☎(3647)9493 FAX(3647)9493

## 第3回区議会定例会終わる

### 平成30年度各会計歳入歳出決算を認定

令和元年第3回区議会定例会が、9月19日から10月21日まで(会期33日間)開かれました。

今回の定例会では、「平成30年度江東区一般会計歳入歳出決算」など42議案について審議され、原案どおり可決・認定されました。

なお、可決・認定された議案の内容は次のとおりです。

- 認定案件(4件)
- 「平成30年度江東区一般会計歳入歳出決算」など
- 予算案件(1件)
- 令和元年度江東区一般会計補正予算(第2号)
- 条例案件(25件)
- 「江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例」など
- 契約案件(2件)
- 「江東区豊洲西小学校校舎増築その他改修工事請負契約」など

その他議案(6件)

「子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について」など

「意見書・決議(4件)」

「不発弾処理に伴う費用負担に関する意見書」など

※本会議等の模様はインターネット中継でご覧いただけます。また、スマートフォン等でも視聴可能です。

区議会事務局調査係 ☎(3647)3548 FAX(3647)0430

64歳)の方は、特定疾病(脳血管疾患など16種類)により介護や支援が必要と認定された場合に、保険証が交付されます。

### 「介護サービスの利用」

訪問介護(ホームヘルプ)やリハビリテーション、福祉用具(車いす等)の貸与等、さまざまなサービスが介護保険で利用できます。サービスを利用するには、事前に介護の認定を受ける必要があります。区役所介護課へ、ご相談ください。

### 「介護保険料」

介護保険料の納め方は、40〜64歳の方と65歳以上の方とで異なります。40〜64歳(第2号被保険者)の方は、医療保険料と一緒に納めていただきます(医療保険料の中に介護保険料も含まれています)。介護保険料は、医療保険料と設定される介護保険料率と給与等にに応じて決まります。65歳以上(第1号被保険者)

### 「介護保険料」

滞納期間に応じて保険給付が制限され、介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられる等の不利益が生じます。保険給付が制限されると、ご本人のみならず、ご家族の経済的・精神的な負担も増大します。保険料の納付が困難となった場合には、分割納付や、ご事情により減免等の制度もありますので、お早めにご相談ください。

### 「保険料は大切な財源です」

介護保険の財源は、5割が公費(税金)、5割が皆さんからの保険料でまかなわれています。

### 「保険料は大切な財源です」

一人ひとりの保険料が、制度を支えています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けることができるように、保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

### 「介護は誰しも経験すること」

介護保険は、住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できること、また、介護者の負担軽減を目的とした制度です。長寿社会において、「介護」は誰しも避けて通れない問題です。介護の認定率は、65〜69歳では30人に1人の割合ですが、75〜79歳では7人に1人、さらに85〜89歳では2人に1人の割合と、年齢とともに高くなります。何がきっかけで、ご自身が「介護が必要な人」「介護をする人」になるか、わかりません。

### 「介護は誰しも経験すること」

万一に備え、「介護」について、ご家族で考えてみませんか。[問] 保険証と保険料に関すること [問] 介護保険課資格係 係長 藤井智氏 (先着順) 費無料 師 藤井智氏 (NPO法人文化学習協同ネットワーク常務理事) ☎(3647)9493 FAX(3647)9493

### 「保険の給付に関すること」

介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

### 「在宅サービスに関すること」

介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

### 「介護サービス利用相談」

☎(3647)9099 FAX(3647)9466

## 歳末たすけあい運動

### 洗剤・お米・しょうゆをお届け

歳末たすけあい運動の募金から、見舞い品(洗剤セット・お米・しょうゆセット)から1つを選択(お届けします)。

区内在住(在宅者)で、下表のいずれかに該当する方※来所が困難な方は代理の方の申込可

各受付場所へ申込は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

各受付場所へ申込は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

申込ができない場合は、11月20日(水)〜30日(土)(消印有効)

「要介護認定に関すること」 介護保険課認定係 ☎(3647)9496 FAX(3647)9466

「訪問調査に関すること」 介護保険課調査係 ☎(3647)9497 FAX(3647)9466

「介護は誰しも経験すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「保険の給付に関すること」 介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

「在宅サービスに関すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「要介護認定に関すること」 介護保険課認定係 ☎(3647)9496 FAX(3647)9466

「訪問調査に関すること」 介護保険課調査係 ☎(3647)9497 FAX(3647)9466

「介護は誰しも経験すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「保険の給付に関すること」 介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

「在宅サービスに関すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「要介護認定に関すること」 介護保険課認定係 ☎(3647)9496 FAX(3647)9466

「訪問調査に関すること」 介護保険課調査係 ☎(3647)9497 FAX(3647)9466

「介護は誰しも経験すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「保険の給付に関すること」 介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

「在宅サービスに関すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「要介護認定に関すること」 介護保険課認定係 ☎(3647)9496 FAX(3647)9466

「訪問調査に関すること」 介護保険課調査係 ☎(3647)9497 FAX(3647)9466

「介護は誰しも経験すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「保険の給付に関すること」 介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

「在宅サービスに関すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「要介護認定に関すること」 介護保険課認定係 ☎(3647)9496 FAX(3647)9466

「訪問調査に関すること」 介護保険課調査係 ☎(3647)9497 FAX(3647)9466

「介護は誰しも経験すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

「介護サービス利用相談」 ☎(3647)9099 FAX(3647)9466

「保険の給付に関すること」 介護保険課係 ☎(3647)9498 FAX(3647)9498

「在宅サービスに関すること」 介護保険課在宅支援係 ☎(3647)4319 FAX(3647)9466

今年「自由部門」と「スポーツ部門」の2部門です。江東区観光協会ホームページ(☎ https://koto-kanko.jp)から特設ページにアクセスのうえ、ご応募ください(一社)江東区観光協会 ☎6458-7400、FAX6458-7420

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 用ホームページ Eメール

対象者	必要書類(コピー可)
介護保険要介護3・4・5の方	要介護度が記載されているもの(「介護保険証」等)※1
身体障害者手帳1・2・3級の方	身体障害者手帳
愛の手帳1・2・3級の方	愛の手帳
精神障害者保健福祉手帳1・2・3級の方	精神障害者保健福祉手帳※2
18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の方	ひとり親家庭であることがわかるもの(「ひとり親家庭医療証」・「児童扶養手当証書」等)

  

受付場所	受付期間・時間
江東区社会福祉協議会福祉サービス課(東陽6-2-17高齢者総合福祉センター2階)	11/20(水)〜30(土)9:00〜17:00(11/23(土・祝)・24(日)を除く)※11/20(水)・25(月)・27(水)・29(金)は19:00まで
障害者福祉センター(扇橋3-7-2)	11/20(水)〜30(土)9:00〜17:00(11/23(土・祝)・24(日)を除く)
深川ふれあいセンター(平野1-2-3)	
城東ふれあいセンター(北砂4-20-12)	11/20(水)〜30(土)9:00〜17:00(11/24(日)を除く)
亀戸ふれあいセンター(亀戸9-33-2-101)	

魅力百様、江東区。オンライン観光写真コンテスト2019 締切迫る! 11/29(金)